

まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の部活動について

1 活動について

課業日のうち2日以内、1回90分程度の活動とする。

ただし、運動部においては、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、日本中学校体育連盟、埼玉県特別支援学校体育連盟及び日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する大会及びその予選会、文化部においては、全国高等学校文化連盟及び各種連盟が主催する大会及びその予選会に出場する場合は、大会当日から起算して14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動を認める。

2 期間

まん延防止等重点措置実施期間

3 留意事項

(1) 活動全体に関すること

- 活動については、個別に行える基礎トレーニングや個人技能の習得、静かに行う文化的活動などに限定し、飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は行わない。
- 競技特性に応じた体力の維持等に必要な最小限の運動とする。
- 活動は自校のみで行う。（ただし、下記（2）に該当する場合を除く）
- 朝練習及び泊を伴う活動は行わない。
- 部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入室する人数を制限する）
- 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。
- 令和3年4月19日付教高指第211号「まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応について」、令和3年4月26日付教保体第207号「まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動について」及び「県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～」に基づく活動とする。

(2) 大会に臨む期間（大会14日前から）の活動に関すること（上記（1）を踏まえた上で）

- 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は行わない。ただし、大会に臨むに当たり、事故防止の観点から必要な活動は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とする。
- 平日2日の範囲を超える活動を行う生徒の人数については、必要最小限とし、感染対策の工夫を行う。
- 合同チーム以外の複数校の合同練習や練習試合等は、自校を含めて2校で行う。また、県内のみの活動とする。

(参考)

期間	活動日数	活動時間
まん延防止等重点措置実施期間	課業日の2日以内	90分程度
※ (大会等の当日を1日目として) 14日前～大会前日	平日：4日以内 土日：どちらか1日	平日：120分程度 休日：180分程度